

Advantage Partnership Lawyers

GST

Q 「日の丸運輸」はNSW州のコフスハーバーに拠点を構え、シドニーとブリスベンにそれぞれ顧客をもっています。週に1回、その間をトラックが往復しています。シドニーの顧客「日本パーツ」はクラッチの部品を製造し、ブリスベンの顧客「日本クラッチ」はその部品を使用して自動車クラッチを製造します。

日の丸運輸はシドニーからブリスベンにクラッチの部品を運び、その帰りに完成したクラッチをブリスベンからシドニーへ運び、自動車のパーツの卸売業者に届けます。

日の丸運輸、日本パーツ及び日本クラッチの相互依存関係により、下記の様な商売上のり決めがなされました。

「日の丸運輸は、日本クラッチの代理としてシドニーでクラッチの部品を購入しています。日の丸運輸は、運送料としてブリスベンにて現金で、クラッチの部品1個当たり5ドルの報酬を受け取っています。その後、日の丸運輸は、完成したクラッチをシドニーの卸売業者に配達します。」という契約を結んでおります。

ある晩、日の丸運輸はシドニーでクラッチの部品代として20万ドル及びGSTを日本パーツに支払い、ブリスベンに運んだ際に日本クラッチから、代金及びGST、又運送料として5千ドル及びGSTを受け取りました。シドニーに戻る際、日本クラッチは運送料として日の丸運輸に1万ドル及びGSTを支払います。

上記の様な商業活動をした際、GST法上どの様な事が発生しますか。

A GST法153条には、代理店及び保険ブローカーの特例が記載されています。GST法153条5項により、納税者が代理人を通して物品を購入した場合、インプット・タックス・クレジット上、有効な購入とみなされます。

GST法153条50項の規定により、依頼人が代理人に対して文書で合意をした場合、代理人は依頼人に基づいて第三者から物品を購入したとみなされ、又依頼人は代理人から物品を購入したとみなされます。またGST法153条60条の規定により、依頼者本人が代理人を通して物品を購入した場合、代理人が第三者からインプット・タックス・クレジット上、有効な物品を購入したとみなされます。かつ、代理人は依頼者本人に対して、タックスアブルサプライをしたとみなされます。

その際、代理人は依頼者に対して、請求を受けた額の11分の10を自分の請求額として依頼者に請求する事が出来ます。但し、これにGSTをのせる必要があります。

依頼人である日本クラッチと代理人である日の丸運輸がGST法153条を適用した場合日の丸運輸がシドニーで購入したクラッチの部品をブリスベンの日本クラッチに供給したという事になります。但し日本クラッチが支払う運送費はこの特例には含まれません。

ブリスベンからシドニーへの搬送に関しては、GST法153条は適用されません。なぜなら、ただ完成品を搬送しただけで、代理業務の契約がありません。仮にGST法153条を適用しないのであれば、日の丸運輸は日本クラッチからの依頼を受けて部品を運ぶだけの形態となります。つまり、日本クラッチが直接日本パーツに料金を支払うという事になります。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net